平成２３年（フ）第３８２号
愛媛県東温市南方792番地11
債務者　重信　保志
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８５号
愛媛県伊予市下吾川1338番地６　武市マンション４号室
債務者　酒井　春義
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８７号
福岡県久留米市御井町690番地１　サンハイツ岡202号
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５号
宮崎県都城市上長飯町26号18番地
債務者　救仁郷　學
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２６号
宮崎県都城市上長飯町26号18番地
債務者　救仁郷紀代子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５２号
宮崎県都城市菓子野町9465番地４
債務者　長岡　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３３１号
秋田市新屋松美ガ丘東町６番51号
債務者　田松　順一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６１号
秋田市河辺三内字野崎35番地12
債務者　坂本レイ子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６６号
秋田市泉南２丁目２番20号
債務者　中嶋美紀子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６９号
秋田市新屋扇町83番31号
債務者　堀川　ミキ
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６５号
滋賀県甲賀市水口町植336番地、申立前の住所京都府木津川市相楽高下45番地　ウエストポートＢ―505号
債務者　多田　喜美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６８号
京都市東山区東大路安井北門下る毘沙門町44番地51　サンシャインイースト祇園208
債務者　もえさんこと　大村　壽延
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
広島県呉市広本町２丁目２番13号
債務者　野崎　仁子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５５号
広島県江田島市江田島町鷲部１丁目17番47号
債務者　川口　正洋
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５７号
広島県呉市見晴１丁目１番33号
債務者　岩本　忠義
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５８号
広島県呉市見晴１丁目１番33号
債務者　岩本キヨ子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６２号
広島県呉市警固屋４丁目10番４号
債務者　赤嶺　則子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６３号
広島県江田島市大柿町柿浦783番地１
債務者　加藤　由佳
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部